



佐賀県公報

平成16年
12月17日
(金曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

◎市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例 (四五・市 町村 課) 三
◎佐賀県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例 (四六・生活衛生課) 一八

◎佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例 (四七・生産者支援課) 一九
◎佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例 (四八・まちづくり推進課) 二一

◎佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (四九・") (二三)
◎佐賀県漁港管理条例の一部を改正する条例 (五〇・農山漁村課) 三〇

◎佐賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (五一・河川砂防課) 三一
◎佐賀県砂防法施行条例の一部を改正する条例 (五二・") (三一)

◎佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例 (五三・道路 路 課) 三二
◎佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例 (五四・港 湾 課) 三三

◎地方自治法の改正に伴う佐賀県条例の整理に関する条例 (五五・総務法制課) 三四

公布された条例のあらまし

○市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例 (条例第四五号)

1 地方自治法の規定に基づき、平成一七年一月一日に唐津市及び白石町に係る合併が、同年三月一日に小城市及びみやき町に係る合併が行われることに伴い、関係する次の佐賀県条例について、所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県観光施設条例 (第一条関係)

(2) 佐賀県福祉事務所設置条例 (第二条関係)

(3) 佐賀県社会福祉施設条例 (第三条関係)

(4) 佐賀県立希望の家条例 (第四条関係)

(5) 佐賀県保健所条例 (第五条関係)

(6) 佐賀県精神保健福祉センター設置条例 (第六条関係)

(7) 佐賀県労働事務所設置条例 (第七条関係)

(8) 佐賀県地域農業改良普及センター条例 (第八条及び第九条関係)

(9) 佐賀県上場営農センター設置条例 (第一〇条関係)

(10) 佐賀県果樹試験場設置条例 (第一一条関係)

(11) 家畜保健衛生所設置条例 (第一二条及び第一三条関係)

(12) 佐賀県水産振興センター設置条例 (第一四条及び第一五条関係)

(13) 風致地区内における建築等の規制に関する条例 (第一六条関係)

(14) 佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例 (第一七条関係)

(15) 佐賀県事務処理の特例に関する条例 (第一八条及び第一九条関係)

(16) 県税事務所設置条例 (第二〇条関係)

(17) 佐賀県公営競技収益金貸付基金条例 (第二一条関係)

(18) 佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例 (第二二条関係)

(19) 佐賀県立学校設置条例の一部改正 (第二三条及び第二四条関係)

(20) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例 (第二五条及び第二六条関係)

(21) 佐賀県少年自然の家設置条例 (第二七条関係)

(22) 佐賀県立名護屋城博物館条例 (第二八条関係)

(23) 佐賀県警察の組織に関する条例 (第二九条及び第三〇条関係)

(24) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (第三一条関係)

2 この条例中、唐津市に係る合併及び白石町に係る合併に伴う改正については平成一七年一月一日から、小城市に係る合併及びみやき町に係る合併に伴

う改正については同年三月一日から施行することとした。

○佐賀県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例 (条例第四六号)

1 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを業とする者に対し、業務従事者の健康管理のために必要な措置等を義務付けるところとした。(第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例 (条例第四七号)

1 佐賀県射撃研修センターのライフル射撃場及び散弾銃射撃場の使用料の額を改定するとともに、ライフル射撃場の標的及び散弾銃射撃場の標的放出機の使用料の額を定めることとした。(別表関係)

2 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

○佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第四八号)

1 違反工作物等を除却した場合の公示の方法、返還の手続等を定めることとした。(第一二条の二、第一二条の五関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

○佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (条例第四九号)

1 文化財保護法が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。(第三条関係)

2 違反広告物を除却した場合の公示の方法、返還の手続等を定めることとした。(第一五条の二、第一五条の六関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、1は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県漁港管理条例の一部を改正する条例 (条例第五〇号)

1 市町村の合併により新たに市になる町及び村の区域にある土地の占用料に関する特例措置を設けることとした。(附則第三項関係)

2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○佐賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (条例第五一号)

1 市町村の合併により新たに市になる町及び村の区域にある土地の占用料に関する特例措置を設けることとした。(附則第二項関係)

2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○佐賀県砂防法施行条例の一部を改正する条例 (条例第五二号)

1 市町村の合併により新たに市になる町及び村の区域にある土地の占用料に関する特例措置を設けることとした。(附則第三項関係)

2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例 (条例第五三号)

1 市町村の合併により新たに市になる町及び村の区域にある土地の占用料に関する特例措置を設けることとした。(附則第二項関係)

2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の施行に伴い、引用語句を改めることとした。(第三条関係)

3 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例 (条例第五四号)

1 市町村の合併により新たに市になる町及び村の区域にある土地の使用料に関する特例措置を設けることとした。(附則第五項関係)

2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○地方自治法の改正に伴う佐賀県条例の整理に関する条例 (条例第五五号)

1 地方自治法が改正され、地方労働委員会の名称が労働委員会に改められたことに伴い、次に掲げる佐賀県条例についてその名称を改めることとした。

(1) 佐賀県情報公開条例

(2) 佐賀県個人情報保護条例

- (3) 佐賀県職員定数条例
 - (4) 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例
- 2 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○ 条 例

市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十五号

市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例

(佐賀県観光施設条例の一部改正)

第一条 佐賀県観光施設条例(平成元年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「東松浦郡鎮西町」、「東松浦郡呼子町」及び「東松浦郡肥前町」を「唐津市」に改める。

(佐賀県福祉事務所設置条例の一部改正)

第二条 佐賀県福祉事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

三養基郡
小城郡

を「三養基郡」に改める。

別表第二の中部福祉事務所の項の区域の欄中「多久市」を「多久市 小城市」に改める。

(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)

第三条 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号の表中「東松浦郡浜玉町」を「唐津市」に改める。

(佐賀県立希望の家条例の一部改正)

第四条 佐賀県立希望の家条例(昭和四十八年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三養基郡中原町」を「三養基郡みやき町」に改める。

(佐賀県保健所条例の一部改正)

第五条 佐賀県保健所条例(昭和二十四年佐賀県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表の佐賀中部保健所の項の所管区域の欄中「多久市」を「多久市 小城市」に改め、「小城郡」を削る。

(佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部改正)

第六条 佐賀県精神保健福祉センター設置条例(昭和五十八年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「小城郡小城町」を「小城市」に改める。

(佐賀県労政事務所設置条例の一部改正)

第七条 佐賀県労政事務所設置条例(昭和三十一年佐賀県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の佐賀県佐賀労政事務所の項の所管区域の欄中「多久市」を「多久市 小城市」に改め、「小城郡」を削る。

(佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第八条 佐賀県地域農業改良普及センター条例(昭和三十三年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中

唐津市
東松浦郡鎮西町

を「唐津市」に改める。

第九条 佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を次のように改正する。

第一条の表の佐城農業改良普及センターの項の管轄区域の欄中「多久市」を「多久市 小城市」に改め、「小城市」を削る。

(佐賀県上場営農センター設置条例の一部改正)

第十条 佐賀県上場営農センター設置条例(平成二年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「唐津市及び東松浦郡鎮西町にわたって」を「唐津市に」に改める。

(佐賀県果樹試験場設置条例の一部改正)

第十一条 佐賀県果樹試験場設置条例(昭和三十七年佐賀県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「小城市」を「小城市」に改める。

(家畜保健衛生所設置条例の一部改正)

第十二条 家畜保健衛生所設置条例(昭和二十五年佐賀県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表の北部家畜保健衛生所の項の位置の欄中「鎮西町」を「唐津市」に改める。

第十三条 家畜保健衛生所設置条例の一部を次のように改正する。

別表の中部家畜保健衛生所の項の所管区域の欄中「小城市」を「小城市」に改める。

(佐賀県水産振興センター設置条例の一部改正)

第十四条 佐賀県水産振興センター設置条例(昭和三十七年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中

唐津市

唐津市

に改める。

第十五条 佐賀県水産振興センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表中「小城市」を「小城市」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第十六条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年佐賀県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「唐津市又は浜玉町」を「又は唐津市」に、「唐津市長又は浜玉町長」を「又は唐津市長」に改める。

(佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例の一部改正)

第十七条 佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例(平成七年佐賀県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東松浦郡鎮西町馬渡島」を「唐津市馬渡島」に改める。

第二条中「東松浦郡鎮西町」を「唐津市」に改める。

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十八条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第七号中「浜玉町 七山村 肥前町 玄海町 鎮西町 呼子町」を「七山村 玄海町」に改め、同表第八号中「浜玉町 肥前町 玄海町 鎮西町 呼子町」を「玄海町」に改め、同表第十号中「多久市」を「唐津市 多久市」に改め、同表第十二号中「呼子町 有明町」を「白石町」に改め、同表第十六号中「浜玉町 七山村 相知町 北波多村 肥前町 玄海町 鎮西町」を「七山村 玄海町」に、「白石町 有明町」を「白石町」に改め、同表第十七号、第二十一号及び第二十五号中「牛津町 浜玉町 相知町 呼子町」を「牛津町」に改める。

第十九条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表第十号中「多久市」を「多久市 小城市」に改め、「小城市、三日月町」を削り、同表第十六号中「北茂安町 上峰町 小城市 三日月町 芦

刈町」を「上峰町 みやき町」に改め、同表第十七号、第二十一号及び第二十五号中「北茂安町 上峰町 小城町 牛津町」を「上峰町 みやき町」に改める。

(県税事務所設置条例の一部改正)

第二十条 県税事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の佐賀県税事務所の項の所管区域の欄中「小城市」を「小城市」に改める。

(佐賀県公営競技収益金貸付基金条例の一部改正)

第二十一条 佐賀県公営競技収益金貸付基金条例(昭和五十五年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町及び呼子町」を「七山村及び玄海町」に改める。

(佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部改正)

第二十二条 佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例(昭和四十三年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「中原町、北茂安町、上峰町」を「上峰町、みやき町」に改める。

(佐賀県立学校設置条例の一部改正)

第二十三条 佐賀県立学校設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

佐賀県立唐津西高等学校	唐津市	を
-------------	-----	---

佐賀県立唐津西高等学校

唐津市

佐賀県立厳木高等学校

唐津市

佐賀県立厳木高等学校

東松浦郡厳木町

佐賀県立唐津青翔高等学校

東松浦郡玄海町

佐賀県立唐津青翔高等学校

東松浦郡玄海町

第二十四条 佐賀県立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表中

佐賀県立神埼高等学校

神埼郡神埼町

佐賀県立三養基高等学校

三養基郡中原町

佐賀県立小城高等学校

小城郡小城町

佐賀県立小城高等学校

小城町

佐賀県立神埼高等学校

神埼郡神埼町

佐賀県立三養基高等学校

三養基郡みやき町

に改め、同

表の佐賀県立牛津高等学校の項中「~~牛津市~~」を「~~牛津市~~」に改め、同表の佐賀県立中原養護学校の項中「~~藤津郡太良町~~」を「~~藤津郡太良町~~」に改める。

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)
第二十五条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
 別表第二を次のように改める。

別表第二 (第十三条関係)

へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
一級	唐津市	唐津市立高島小学校
	唐津市	唐津市立厳木小学校広川分校
	唐津市	唐津市立厳木小学校平之分校
	唐津市	唐津市立厳木小学校瀬戸木場分校
	唐津市	唐津市立小川小学校
	唐津市	唐津市立小川中学校
	伊万里市	伊万里市立波多津東小学校
	伊万里市	伊万里市立滝野小学校
	伊万里市	伊万里市立滝野中学校
	伊万里市	伊万里市立山代西小学校
	武雄市	武雄市立西川登小学校矢筈分校
	佐賀郡富士町	富士町立北山小学校
	佐賀郡富士町	富士町立北山中学校
	佐賀郡富士町	富士町立北山東部小学校

別表第四中

三級	二級	
唐津市	唐津市	藤津郡太良町
唐津市	唐津市	藤津郡嬉野町
唐津市	唐津市	藤津郡嬉野町
唐津市	唐津市	太良町立多良小学校三里分校
唐津市	唐津市	嬉野町立大野原小学校
唐津市	唐津市	嬉野町立大野原中学校
唐津市	唐津市	唐津市立平原小学校鳥巢分校
唐津市	唐津市	唐津市立厳木小学校天川分校
唐津市	唐津市	唐津市立馬渡小学校
唐津市	唐津市	唐津市立馬渡中学校
唐津市	唐津市	唐津市立加唐小学校
唐津市	唐津市	唐津市立加唐小学校松島分校
唐津市	唐津市	唐津市立加唐中学校
唐津市	唐津市	小城市立晴田小学校川内分校
唐津市	唐津市	小城市立三瀬小学校藤原分校
唐津市	唐津市	三瀬村立三瀬小学校藤原分校
唐津市	唐津市	太良町立多良小学校中尾分校
唐津市	唐津市	唐津市立向島小学校
唐津市	唐津市	唐津市立向島中学校
唐津市	唐津市	東脊振村立小川内小学校

佐賀郡富士町	富士町立富士小学校
佐賀郡富士町	富士町立富士中学校
東松浦郡肥前町	肥前町立納所小学校

を

唐津市	唐津市立納所小学校
佐賀郡富士町	富士町立富士小学校
佐賀郡富士町	富士町立富士中学校

に改める。

第二十六条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を次のように改正する。

別表第二中

小城郡小城町	小城町立晴田小学校川内分校
--------	---------------

を

小城市	小城市立晴田小学校川内分校
-----	---------------

に改める。

(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)

第二十七条 佐賀県少年自然の家設置条例(昭和五十年佐賀県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「東松浦郡鎮西町」を「唐津市」に改める。

(佐賀県立名護屋城博物館条例の一部改正)

第二十八条 佐賀県立名護屋城博物館条例(平成五年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「東松浦郡鎮西町」を「唐津市」に改める。

(佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正)

第二十九条 佐賀県警察の組織に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の佐賀県相知警察署の項、佐賀県唐津警察署の項及び佐賀県呼子警察

署の項を次のように改める。

佐賀県相知警察署	唐津市	唐津市のうち旧厳木町、旧相知町
佐賀県唐津警察署	唐津市二夕子	唐津市のうち旧厳木町、旧相知町、旧三丁目
	呼子町、旧鎮西町を除いた区域及び東松浦郡一円	

佐賀県呼子警察署 唐津市 唐津市のうち旧呼子町、旧鎮西町
別表の佐賀県白石警察署の項の管轄区域の欄中「福富町、有明町」を削る。

第三十条 佐賀県警察の組織に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の佐賀県小城警察署の項の位置の欄中「小城郡三日月町」を「小城市三日月町」に改め、同項の管轄区域の欄中「小城郡一円」を「小城市一円」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第三十一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「鹿島市」の下に「小城市」を加え、「小城市」を削る。

附則

この条例中第一条、第三条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十一条、第二十三条、第二十五条及び第二十七条から第二十九条までの規定は平成十七年一月一日から、その他の規定は平成十七年三月一日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県観光施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
第二条 (位置) 観光施設の位置は、次のとおりとする。	第二条 (位置) 観光施設の位置は、次のとおりとする。

名称	海浜公園	位置	唐津市
名称	風の見える丘公園	位置	唐津市
名称	花と冒険の島	位置	唐津市

名称	海浜公園	位置	東松浦郡鎮西町
名称	風の見える丘公園	位置	東松浦郡呼子町
名称	花と冒険の島	位置	東松浦郡肥前町

第二条(佐賀県福祉事務所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	別表第一(第一条関係)	名称	中部福祉事務所	位置	佐賀市	所管区域	佐賀郡 神埼郡 三養基郡
改正前	別表第一(第一条関係)	名称	中部福祉事務所	位置	佐賀市	所管区域	佐賀郡 神埼郡 三養基郡 小城郡

改正後	別表第二(第二条関係)	名称	中部福祉事務所	区域	佐賀市 鳥栖市 多久市 小城市
改正前	別表第二(第二条関係)	名称	中部福祉事務所	区域	佐賀市 鳥栖市 多久市

第三条(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	(設置)	第二条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。 一・二 略 三 児童福祉施設
改正前	(設置)	第二条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。 一・二 略 三 児童福祉施設

名称	虹の松原学園	施設の種類	児童自立支援施設	位置	唐津市
----	--------	-------	----------	----	-----

名称	虹の松原学園	施設の種類	児童自立支援施設	位置	東松浦郡 浜玉町
----	--------	-------	----------	----	-------------

第四条(佐賀県立希望の家条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	(位置)	第二条 希望の家は、三養基郡みやき町に置く。
改正前	(位置)	第二条 希望の家は、三養基郡中原町に置く。

第五条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。	名称	佐賀中部保健所	位置	佐賀市	所管区域	佐賀市 多久市 小城市 佐賀郡 神埼郡
改正前	第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。	名称	佐賀中部保健所	位置	佐賀市	所管区域	佐賀市 多久市 小城市 佐賀郡 神埼郡

第六条(佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	(位置)	第二条 センターは、小城市に置く。
改正前	(位置)	第二条 センターは、小城郡小城町に置く。

第七条 (佐賀県労政事務所設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後 改正前

第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

Table with 3 columns: 名称, 位置, 所管区域. Rows show changes in administrative divisions for labor offices.

第八条 (佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後 改正前

第一条 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第六十五号) 第十四条の六第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

Table with 3 columns: 名称, 位置, 管轄区域. Rows show changes in agricultural improvement centers.

第九条 (佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後 改正前

第一条 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第六十五号) 第十四条の六第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

Table with 3 columns: 名称, 位置, 管轄区域. Rows show changes in agricultural improvement centers.

項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

Table with 3 columns: 名称, 位置, 管轄区域. Rows show changes in agricultural improvement centers.

第十条 (佐賀県上場営農センター設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後 改正前

第二条 センターは、唐津市に置く。

Table with 3 columns: 名称, 位置, 管轄区域. Shows the location of the center.

第十一条 (佐賀県果樹試験場設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後 改正前

第一条 本県における果樹農業の振興を図り、農民生活の向上に資するため、佐賀県果樹試験場 (以下「試験場」という。) を小城市に置く。

第十二条 (家畜保健衛生所設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後 改正前

Table with 3 columns: 名称, 位置, 所管区域. Rows show changes in health centers.

第十三条 (家畜保健衛生所設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表			
名称	位置	名称	位置
中部家畜保健衛生所	佐賀市	中部家畜保健衛生所	佐賀市
略	佐賀市、 神埼郡、鳥栖市、 三養基郡、多久市、 小城市	略	佐賀市、 神埼郡、鳥栖市、 三養基郡、多久市、 小城市

第十四条 (佐賀県水産振興センター設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表 (第二条関係)			
名称	位置	名称	位置
佐賀県玄海水産振興センター	唐津市	佐賀県玄海水産振興センター	唐津市
略	略	略	東松浦郡鎮西町

第十五条 (佐賀県水産振興センター設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表 (第二条関係)			
名称	位置	名称	位置
佐賀県有明水産振興センター	小城市	佐賀県有明水産振興センター	小城市
略	略	略	小城市

第十六条 (風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
(行為の制限)			
第二条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事(佐賀市又は唐津市の区域における行為については、それぞれ佐賀市長又は唐津市長。第七条を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。			
2 5 略		2 5 略	

第十七条 (佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
(設置)			
第一条 唐津市馬渡島における森林の有効利用を通じて、県民の交流促進を図り、もって地域の振興に寄与するため、佐賀県ふれあいランド馬渡(以下「ふれあいランド馬渡」という。)を設置する。			
(位置)		(位置)	
第二条 ふれあいランド馬渡は、唐津市に置く。		第二条 ふれあいランド馬渡は、東松浦郡鎮西町に置く。	

第十八条 (佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲等)			
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、		第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、	

それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
一〜六略	唐津市 伊万里市 七山村 玄海町

七 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十三条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。

八 自然公園法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。)

イ 法第二十六条第一項の規定による普通地域内における行為の届出を受理すること。

ロ 法第二十六条第二項の規定により、普通地域内の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。

ハ 法第二十七条第一項の規定により、法第二十六条第二項の規定による処分を違反した者に対して、行為の中止を命じ、又は当該者若しくは当該者から権利を承継した者に対して、原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずること。

ニ 法第二十八条第一項の規定により、法第二十六条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、報告を求めること。

ホ ロ又はハに掲げる事務を行うために、法第二十八条第二

それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
一〜六略	唐津市 伊万里市 浜玉町 七山村 肥前町 玄海町 鎮西町 呼子町

七 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十三条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。

八 自然公園法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。)

イ 法第二十六条第一項の規定による普通地域内における行為の届出を受理すること。

ロ 法第二十六条第二項の規定により、普通地域内の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。

ハ 法第二十七条第一項の規定により、法第二十六条第二項の規定による処分を違反した者に対して、行為の中止を命じ、又は当該者若しくは当該者から権利を承継した者に対して、原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずること。

ニ 法第二十八条第一項の規定により、法第二十六条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、報告を求めること。

ホ ロ又はハに掲げる事務を行うために、法第二十八条第二

項の規定により、普通地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、法第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させること。

九 九の五略

十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。

ロ 法第四十二条第三項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。

ハ 法第四十四条第二項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。

ニ 法第四十九条の規定により提出される事業報告書等を受理すること。

ホ 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。

ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を発し、及び同項各号に掲げる処分をすること。

ト 法第五十一条第二項の規定により、警告を発し、及び設立の許可の取消しをすること。

チ 法第五十一条第三項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。

唐津市 多久市 各町村 (小城町、三日月町、有田町及び西有田町を除く。)

項の規定により、普通地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、法第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させること。

九 九の五略

十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。

ロ 法第四十二条第三項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。

ハ 法第四十四条第二項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。

ニ 法第四十九条の規定により提出される事業報告書等を受理すること。

ホ 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。

ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を発し、及び同項各号に掲げる処分をすること。

ト 法第五十一条第二項の規定により、警告を発し、及び設立の許可の取消しをすること。

チ 法第五十一条第三項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。

多久市 各町村 (小城町、三日月町、有田町及び西有田町を除く。)

<p>リ 法第五十一条第四項の規定により、設立の認可の取消しをすること。</p> <p>ヌ 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受理すること。</p> <p>ル 法第五十三条の規定により、清算人を選任すること。</p> <p>ヲ 法第五十四条第一項又は第二項の規定により、財産処分の方法の認可をすること。</p> <p>ワ 法第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による清算終了の届出を受理すること。</p>	<p>十一・十一の二 略</p>	<p>十二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務で市又は町が管理する漁港に係るものうち、法第二十四条第一項後段の規定により、他人の土地若しくは水面への立入り又はこれらの使用の許可をすること。</p>	<p>十三 略</p> <p>十六 国有財産法に基づく事務のうち、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第百条第一項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の二の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること。</p>
<p>唐津市 伊万里市 鹿島市</p> <p>川副町 東与賀町 白石町 太良町</p>	<p>唐津市 伊万里市 鹿島市</p> <p>川副町 東与賀町 白石町 太良町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町</p> <p>三田川町 東脊振村 北茂安町 上峰町 小城市 三日月町 芦刈町 七山村 文海町 有田町 北方町 江北町 白石町 太良町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町</p> <p>三田川町 東脊振村 北茂安町 上峰町 小城市 三日月町 芦刈町 七山村 文海町 有田町 北方町 江北町 白石町 太良町</p>
<p>リ 法第五十一条第四項の規定により、設立の認可の取消しをすること。</p> <p>ヌ 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受理すること。</p> <p>ル 法第五十三条の規定により、清算人を選任すること。</p> <p>ヲ 法第五十四条第一項又は第二項の規定により、財産処分の方法の認可をすること。</p> <p>ワ 法第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による清算終了の届出を受理すること。</p>	<p>十一・十一の二 略</p>	<p>十二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務で市又は町が管理する漁港に係るものうち、法第二十四条第一項後段の規定により、他人の土地若しくは水面への立入り又はこれらの使用の許可をすること。</p>	<p>十三 略</p> <p>十六 国有財産法に基づく事務のうち、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第百条第一項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の二の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること。</p>
<p>唐津市 伊万里市 鹿島市</p> <p>川副町 東与賀町 呼子町 有明町 太良町</p>	<p>唐津市 伊万里市 鹿島市</p> <p>川副町 東与賀町 呼子町 有明町 太良町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町</p> <p>三田川町 東脊振村 北茂安町 上峰町 小城市 三日月町 芦刈町 七山村 相相知 肥前町 玄海町 鎮西町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町</p> <p>三田川町 東脊振村 北茂安町 上峰町 小城市 三日月町 芦刈町 七山村 相相知 肥前町 玄海町 鎮西町</p>
<p>十七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 法第七十六条第一項の規定により、建築物等の新築等の許可をすること。</p> <p>ロ 法第七十六条第四項の規定により、原状回復又は移転若しくは除却を命ずること。</p> <p>ハ 法第七十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p>	<p>十八 略</p> <p>二十一 駐車場法(昭和三十三年法律第六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 法第十二条の規定による路外駐車場の位置等の届出及び届出事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第十三条第四項の規定による管理規程の変更の届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第十四条の規定による路外駐車場の供用の休止、廃止及び再開の届出を受理すること。</p> <p>ホ 法第十八条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をさせること。</p> <p>ヘ 法第十九条の規定により、必要な措置をとるべきこと又</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>
<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>
<p>十七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 法第七十六条第一項の規定により、建築物等の新築等の許可をすること。</p> <p>ロ 法第七十六条第四項の規定により、原状回復又は移転若しくは除却を命ずること。</p> <p>ハ 法第七十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p>	<p>十八 略</p> <p>二十一 駐車場法(昭和三十三年法律第六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ 法第十二条の規定による路外駐車場の位置等の届出及び届出事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第十三条第四項の規定による管理規程の変更の届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第十四条の規定による路外駐車場の供用の休止、廃止及び再開の届出を受理すること。</p> <p>ホ 法第十八条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をさせること。</p> <p>ヘ 法第十九条の規定により、必要な措置をとるべきこと又</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>
<p>有田町 北 方町 江北町 白石町 有 明町 太良町</p>	<p>有田町 北 方町 江北町 白石町 有 明町 太良町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町 三田川町 東脊振村 基山町 北茂安町 上峰町 小城市 牛津</p> <p>石町 嬉野町</p>